

学ぼう権利！ 使おう権利！⑨

～年度始め『勤務時間』を確認しよう～



岩教組の14年度勤務実態調査で1か月平均60時33分の時間外勤務の実態が明確になったけど、これに対する手当って出ているの？



教員の場合は、「給特法」で「職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与など勤務条件について特例を定める」となっていて、次のことが定められているよ。

<給特法(効率の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)>

第3条 給料月額の4%を教職調整額として支給する。時間外・休日勤務手当は支給しない。

第6条 教員の時間外勤務については、その基準を政令で定める。その場合、健康と福祉を害することとならないよう、十分な配慮がなされなければならない。

<給与特別措置条例>

第3条 教職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急やむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校行事に関する業務
- (3) 職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務



「緊急」ってどれくらいの状況のことなのかな？



第2項各号の業務の具体的な内容について、「勤務条件に係る県と岩教組・高教組の間で確認書」が1972年1月に交わされていて、(4)の「緊急」とは、「それに対処する勤務をゆう予することにより取り返しつかない事態が発生する恐れがある場合をいう」と確認されているの。



今、実態としてある時間外勤務は、法律や条例に基づかないし、「教員の健康と福祉を害することとならないよう」っていうのも、守られていない状況だよね。



だからこそ、年度初めには勤務時間を職員全体で確認し、時間外勤務があった場合「どう配慮をするのか」を校長に確認する必要があるよね。



非常勤の臨時採用教職員のなかには、1日4時間や6時間の勤務なのに、勤務時間を大きく越えて働いている実態も数多く、賃金の補償もされてない…。非常勤教職員と一緒に働くことになったら、すべての教職員がその勤務時間・勤務内容を確認できるよう、勤務条件の説明を校長に要請することも必要だウッシ。こうした取り組みを積み重ね、互いに勤務時間を守って働く職場をめざすウッシ！！